

認定実技審査における審査員への注意事項

1. 認定実技審査は、養成施設を卒業するにあたり受審者の実技能力を評価するものであり、臨床の現場での即戦力になり得るか否かを評価するものではありません。
2. 認定実技審査要領「令和4年度改訂版」を再度熟読し、審査の実施方法などを再確認してください。
3. 審査員は受審者が十分実力を発揮できるように配慮をして審査にあたってください。下記の様な言動や行動には特に注意してください。

- ・ハラスメント行為として誤解を招くような言動や行動（セクハラ、パワハラ等）
- ・高圧的・威圧的な言動や行動
- ・審査中のあくび、ため息、よそ見等、受審者に不信を抱かせる行動
- ・審査中に首を傾げたり、「その整復で合っていますか？」と聞くなど、受審者に不安を与える行動
- ・審査中の携帯電話やスマートフォンの操作

4. 認定実技審査要領に沿った審査を実施し、審査当日に審査方法等を変更しないでください。
5. 審査日前に学校独自の方法等の資料を受け取るといった事前調整は行わないでください。柔道実技の審査については、全国柔道整復学校協会の実技テキストと標準映像（講道館初段相当）を参照してください。
また、認定実技審査の評価結果について、学校関係者からの働きかけを受けて変更をすることは認定実技審査の根底を揺るがす違反行為です。そのようなことは決して行わないようご留意ください。
なお、過去にそのような事例が確認され、派遣停止処分を行ったことがあります。
6. 個人票に記入する際は、手元が受審者に見えないように注意してください。
7. 審査中の立会人との会話は受審者に不信感を与えることもありますので、教育内容の確認などは審査終了後に行ってください。
8. 審査についての内容を立会人等と話す場合には、受審者に聞こえないように注意してください。

《整復実技について》

9. 学校が作成した口頭試問に関する資料等は、問題を限定することになるので、使用しないでください。

10. 整復実技審査のカードを引くのは 1 回ですので、引き直しは行わないでください。また、引いたカードと違う実技項目を行った場合にはC評価にしてください。
11. 整復実技において、題材を誤った受審者に対して指摘は行わないでください。
12. 整復実技審査では、受審者の実技が見えやすい位置まで審査員が移動して審査を行ってください。
13. 口述の能力にかかる審査は 1 問 1 答であり、2 回以上出題しないでください。
14. 採点に関わる項目が実施されていない場合や準備物が足りない場合は、該当する項目の減点対象となります。
例 アンダーラップを巻かない、準備がない
整復、検査で脱衣した状態で開始している
整復および検査の前に、循環と感覚の確認動作を実施していない

《柔道実技について》

15. 柔道実技において、受審者が申告した場合にはやり直すことはできますが、審査員がやり直しの指示を行うことはできません。やり直しの指示は行わないでください。
16. 柔道実技審査の身嗜みや柔道衣の確認は、受審者にしっかり見たことが分かるように行ってください。
17. 審査日当日は柔道場の技名や理念等の掲示物を外したり、布等で覆うよう養成施設にお願いしておりますが、口頭試問の際に見えてしまう場合は、受審者の向きを見えない位置に変えて実施してください。
18. 柔道の形の出題は、形を行う直前に受取両方の技名を伝えてください。また、受審者からの出題項目の再確認に対して応じてください。
19. 形の開始の間合い「2 間」とは、大きく一步出ることを目指す表現であり、体格によっては満たないこともあることを考慮してください。
20. 柔道実技で、受審者数が奇数であり、別の相手と 2 回目の審査を行うことになる場合、2 回目であってもお互いの形を省略せずに行ってください。
21. 採点に関わる項目が実施されていない場合は減点対象となります。
例 柔道実技審査でケガ等のため正座ができない